

沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領

（目的）

第1条 この要領は、本来、当初の契約図書に基づいて施工されるべき建設工事について、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更及びそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

（適用）

第2条 この要領は沖縄県農林水産部で発注する建設工事又は製造に適用する。ただし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する工事等には適用しない。

（用語の定義）

第3条 この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）設計変更

沖縄県建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第18条及び第19条等の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

（2）変更契約

設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき、従前の契約の内容を変更するための契約をいう。

（3）設計変更審査会

重要な設計変更等に関する審査を行うため、設計変更審査会を置く。

2 設計変更審査会の構成及び会務は次の各号による。

（1） 審査会は会長及び審査委員をもって構成する。

（2） 会長は出先機関の長とする。審査委員は会長が定める者をもって充てる。

（3） 会長は、審査会の会務を総括する。

（4） やむを得ず会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、審査委員がその職務を代理する。

（5） 審査会は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。

（4）重要な設計変更 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼすもの。

イ 構造、工法、位置、断面、施工範囲の変更で重要なもの。

ウ 設計変更による概算増減額の累計額が、当初請負代金額の±30%以上又は±9,000万円以上の変更を行うもの。ただし、当初請負代金額の±30%が100万円に満たない場合は100万円以上の変更を行うもの。

エ ウにより変更契約を締結した後、ア又はイ以外の理由による設計変更の必要が生じた場合で、当該変更契約後の設計変更による概算増減額の累計額が、当初請負代金額の±10%以上となる変更を行うもの。ただし、当初請負代金額の±10%が100万円に満たない場合は100万円以上の変更を行うもの。

（5）軽微な設計変更 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 重要な設計変更に該当しないもの。

イ 前号ア又はイによる重要な設計変更を行い、変更契約を締結した後に、同号ア又はイ以外の設計変更を行う場合で、同号ウに該当しないもの。

ウ 重要な設計変更により変更契約を締結した後、工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または、設計図書（特記仕様書、工事打合せ簿等）で実施数量により精算変更することが示されている設計変更に該当するもの。

(6) 契約担当者

知事又はその委任を受けて契約を締結する者。本庁にあっては、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（部長、統括監及び課長）、かいにあっては、かい長（センター所長、事務所長等）（以下「かい長」という。）。

(7) 監督職員

主任監督員、現場監督員を総称していう。

（設計変更の適用基準）

第4条 設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、設計変更はやむを得ないものに限るものとする。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合。

（これらの優先順位が定められている場合を除く）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。

（以上、契約書第18条（条件変更等）各号による。）

(6) 新工法の採用又はその他の理由により工法を変更した場合。

(7) 他事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。

(8) その他 契約書第19条（設計図書の変更）、第20条（工事の中止）、第22条（受注者の請求による工期の延長）、第23条（発注者の請求による工期の短縮等）、第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）等の要因が生じて工期又は請負代金額等に変更が生じる場合。

（設計変更の範囲）

第5条 設計変更により処理できる範囲は、第3条第5号の場合とする。それ以外は原則として別途契約とする。

2 前項の範囲を超える場合であっても、現に契約している建設工事と分離して施工することが困難な場合で第7条第1項及び第2項により承認を得られたものは、設計変更により処理できるものとする。

（軽微な設計変更の手続き）

第6条 軽微な設計変更を行う場合は、その都度、様式1によりかい長の承認を得て、様式2により受注者と協議するものとする。なお、軽微な設計変更のうちインフレスライド協議の場合は、別紙様式3-1^{注1)}、単品スライド協議の場合は、別紙様式4^{注2)}により受注者と協議するものとする。

- 2 本庁契約に係る建設工事について、前項に規定する設計変更を行った場合は、様式5によりその都度、本庁主務課長を経由して契約担当者に報告を行うものとする。
- 3 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第1項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて第1項の規定を準用し、前項の規定は適用しない。

（重要な設計変更の手続き）

第7条 やむを得ず重要な設計変更を行う場合には、様式3により設計変更審査会にその適否を諮り、かい長の承認を得るものとする。

なお、現場の工程、安全確保、環境保全及び経済性等のやむを得ない理由により、変更契約を締結する前に変更箇所の速やかな着手が必要な場合は、変更の承認と併せて設計変更審査会にその適否を諮り、かい長の承認を得るものとする。

- 2 本庁契約に係る建設工事については、様式4によりその都度、本庁主務課を経由して契約担当者の承認を得るものとする。
- 3 前2項の承認を得た後、様式2（またはインフレスライド協議 別紙様式3-1^{注1}）または単品スライド協議（様式4）^{注2}により受注者と協議するものとする。
- 4 本庁契約本庁監督工事に係る建設工事については、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（請負代金額）に関わらず、主務課長承認（主務課内の設計変更審査会）とする。

なお、この場合において、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第1項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて第1項の規定を準用し、第2項の規定は適用しない。

注1） 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（沖縄県土木建築部技術管理課、平成26年2月）

注2） 「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」（沖縄県農林水産部、令和4年10月）

（契約変更の手続き）

第8条 設計変更が生じた時は、原則としてその都度、様式6、様式7及び様式7の1による変更協議後、遅滞なく変更契約を締結するものとする。ただし、軽微な設計変更については、第6条第1項及び第2項の協議を行ったうえで、変更契約の締結を工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。

（建設工事設計変更に係る監督職員の責務）

第9条 現場監督員は、受注者より契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行った結果、該当する事実の確認を書面により求められた場合は、調査を行い、主任監督員に報告するものとする。主任監督員は必要に応じて設計変更審査会の承認を得た後、現場監督員を通じて確認の結果を書面により受注者と協議するものとする。

- 2 現場監督職員自ら契約書第18条第1項第1号から第5号に関する事実を発見した場合についても、発注者の発議により同様の手続きを行うものとする。
- 3 第6条及び第7条に規定する設計変更の手続きにかかる受注者との協議は、その必要が生じた都度、主任監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認したうえで、必要に応じて設計変更審査会にその適否を諮り、かい長

の承認を得た後、書面により現場監督員を通じて行うものとする。

- 4 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第3項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて前3項の規定を準用する。

(設計変更に伴う現場の着手)

第10条 設計変更に伴う現場の着手については、原則として、第8条に基づく手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。

ただし、第7条第1項の手続きにより設計変更審査会で変更の承認と併せて変更契約を締結する前に変更箇所の着手を承認されたものについては、第7条第3項の協議により受注者の同意を得た後に、当該変更箇所に着手の指示ができるものとする。

- 2 軽微な設計変更に伴うものについては、第2条のただし書きのうち、臨機の措置により緊急に対応する必要がある工事を除き、第6条第1項の手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。
- 3 前項における臨機の措置により緊急に対応する必要がある工事について、現場に着手した後、監督職員は速やかにかい長に報告するものとする。
- 4 本庁契約に係る建設工事のうち、沖縄県事務決裁規程に定める専決者が本庁主務課長の場合は、第3項中「かい長」とあるのは「本庁主務課長」と読み替えて前3項の規定を準用する。
- 5 工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または、設計図書（特記仕様書、工事打合せ簿等）で実施数量により精算変更することが示されている設計変更の場合は、前4項の規定は適用しない。

(工期の変更)

第11条 契約書第20条第3項、第22条及び第23条に基づき、工期のみを変更する場合は、様式1によりかい長の承認を得て、様式2、工事設計変更協議書により受注者と協議するものとし、本庁契約にかかる建設工事について、設計変更を行った場合は、様式5によりその都度、本庁主務課を経由して契約担当者へ報告を行うものとする。

なお、協議が整った後、遅滞なく変更契約を締結するものとする。

- 2 軽微な変更にとまなう工期の変更で、請負代金額の変更前に工期のみ変更を行う場合は、前項により行うものとする。

(協議開始の日)

第12条 契約書第24条（工期の変更方法）、第25条（請負代金額の変更方法等）で定める「協議開始の日」は原則として本要領各条における契約担当者の承認等の手続きが完了した日以降とし、様式2により受注者と協議した日をもって「協議開始の日」とする。

(変更請負代金額の算出)

第13条 変更請負代金額の算出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 変更請負工事費は、本工事内訳表（変更）により算出した変更工事価格に変更消費税相当額を加えた額とする。また、変更請負代金額は、変更工事価格に請負比率を乗じた額と変更消費税額を加えた額とする。

(2) 変更工事価格は、10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。なお、別に定めがある場合は、それによるものとする。

(3) 請負比率の積算は次式により算出する。

元契約額 / 元設計額 = 請負比率

請負比率の少数位は次表による。

変 更 工 事 価 格	最 終 小 数 位
100 万円未満	小数点以下第 4 位
100 万円以上 1,000 万円未満	// 5 位
1,000 万円以上 10,000 万円未満	// 6 位
10,000 万円以上 100,000 万円未満	// 7 位

(4) 100,000 万円以上の算出については変更工事価格に請負比率を乗じた額の最終位千円止めに影響ないように少数位を定めること。最終少数位未満切り捨てとする。

(その他)

第 14 条 その他 本要領に定めがない事項については、建設工事請負契約書、共通仕様書等によるものとする。

附 則

1 本要領は、平成 25 年 6 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事及び設計変更の手続きを行う工事から適用する。

2 工事設計図書等作成要領（平成 14 年度版）中の「第 3 章 設計変更要領Ⅱ 設計変更に伴う契約変更の取扱要領」は平成 25 年 5 月 31 日をもって廃止する。

附 則 （平成 25 年 10 月 18 日農総第 620-2 号）

本要領は平成 25 年 10 月 18 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 3 月 11 日農総第 2342 号）

本要領は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 8 年 8 月 3 日農総第 763 号）

本要領は令和 8 年 8 月 20 日から適用する。